

平成 22 年 5 月 20 日  
中国四国産業保安監督部

中国電力株式会社にかかる電気事業法第 106 条第 3 項に基づく報告の受理について

中国四国産業保安監督部は、平成 22 年 4 月 20 日に中国電力株式会社に対し、電気事業法第 106 条の規定に基づき報告を指示していた同社水島発電所第 3 号機の配管溶接部の溶接事業者検査を未実施のまま使用していた件について、本日、同社からの報告を受理しました。

当部では、中国電力株式会社から水島発電所第 3 号機の配管溶接部の溶接事業者検査を未実施のまま使用していたとの報告を受け、平成 22 年 4 月 20 日、同社に対し電気事業法第 106 条第 3 項に基づき、未実施の経緯及び原因、全ての火力発電所における類似事案の調査結果、再発防止対策について報告するよう指示しました。  
(平成 22 年 4 月 20 日ホームページ掲載済)

これについて、本日、同社から原因及び再発防止策に関する報告を受理しました。本報告では、溶接事業者検査が未実施となった原因が究明され、その再発防止策実施計画の中で、管理体制の強化、職員に対する教育訓練の充実、及び今回の事案を踏まえた再発防止策の全社大への水平展開などが報告されています。  
なお当部では、報告のあった内容について、引き続き確認してまいります。

本件に関する問い合わせ先  
中国四国産業保安監督部 電力安全課  
電話：082 - 224 - 5742 (直通)